（別記様式第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和５年度 |
| 計画主体 | 塩尻市 |

塩尻市鳥獣被害防止計画

　　　　　　　　　　＜連絡先＞

　　　　　　　　　　　担当部署名　　塩尻市産業振興事業部農林課

所在地　　塩尻市大門七番町３番３号

　　　　　　　　　　　電話番号　　（０２６３）５２－０２８０

ＦＡＸ番号　　（０２６３）５２－６１１３

　　　　　　　　　　　メールアドレス　　shinrin@city.shiojiri.lg.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。

２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、  ハクビシン、タヌキ、キツネ、アナグマ、カラス |
| 計画期間 | ６年度～８年度 |
| 対象地域 | 塩尻市内全域 |

（注）１　計画期間は、３年程度とする。

　　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和４年度）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
| 品　目 | 被害数値 |
| ニホンザル | 野菜類 | ４３千円　　　０．０３ｈａ |
| 二ホンジカ | 野菜類 | １５千円　　　０．０１ｈａ |
| カモシカ | 稲類  果樹類  野菜類 | ２３千円　　　０．０１ｈａ  １３０千円　　　４．５０ｈａ  　５１千円　　　１．００ｈａ |
| イノシシ | 稲類  果樹類 | １１５千円　　　０．０５ｈａ  ４３千円　　　０．０１ｈａ |

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

|  |
| --- |
| ●ニホンザル  市内全域で出没している。特に洗馬地区、宗賀地区、楢川地区において年間を通して出没しており、農作物への被害も発生している。また、人家における被害報告もあり、人慣れによる人的被害も懸念される中、早急に対策を講じていく必要がある。  ●ツキノワグマ  養蜂箱や養鶏場への被害が発生しており、人家近くでも目撃されているため、人への被害が懸念されることから目撃情報がある地域では十分な警戒が必要である。  （R2には郷原地区で１件の人身被害が発生）  ●ニホンジカ  市内全域で出没している。特に高ボッチ周辺に多く生息しており、農作物への被害のほかに、近年では高原植物や主伐・再造林の促進に伴う植栽木（苗木）への食害などの農作物以外の被害も拡大している。  ●カモシカ  　　市内全域で畑の踏み荒らしや農作物への被害が発生している。  ●イノシシ  市内全地区の山間部において農作物の掘り起こしや踏み荒らし被害が発生している。また、畦や土手の掘り起こし、踏み荒らしなど農作物以外での被害報告も寄せられる。  ●ハクビシン等の小動物  　　市内全域に生息しており、耕作地でも目撃されることから今後の被害が懸念される。特にハクビシンは住居の屋根裏等に住み着き、騒音や糞害などの農作物以外での被害が増加傾向にある。  ●カラス  市内全域に生息しており、農作物被害は減少傾向にあるが耕作地の近くで目撃されることから今後の被害が懸念される。また、生ごみ等の収集場所で悪戯や糞害などの農作物以外での被害報告がある。 |

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

　　　２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（令和４年度） | 目標値（令和８年度） |
| ニホンザル | ４３千円　　０．０３ｈａ | ３９千円　　０．０３ｈａ |
| ツキノワグマ | ０千円　　０．００ｈａ | ０千円　　０．００ｈａ |
| 二ホンジカ | １５千円　　０．０１ｈａ | １４千円　　０．０１ｈａ |
| カモシカ | ２０５千円　　５．５１ｈａ | １８４千円　　４．９６ｈａ |
| イノシシ | １５８千円　　０．０６ｈａ | １４２千円　　０．０５ｈａ |
| ハクビシン | ０千円　　０．００ｈａ | ０千円　　０．００ｈａ |
| タヌキ | ０千円　　０．００ｈａ | ０千円　　０．００ｈａ |
| キツネ | ０千円　　０．００ｈａ | ０千円　　０．００ｈａ |
| アナグマ | ０千円　　０．００ｈａ | ０千円　　０．００ｈａ |
| カラス | ０千円　　０．００ｈａ | ０千円　　０．００ｈａ |

※被害軽減目標値（現状値×0.9）

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

　　　２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等に関する取組 | ○ニホンザル  ・有害鳥獣駆除としてくくり罠や箱わなでの捕獲  ・銃器での捕獲及び個体数調整  ・年に2回の一斉駆除・追い払い  ○ツキノワグマ  ・捕獲檻を設置するなど必要に応じて、放獣や個体数調整  ○ニホンジカ  ・有害鳥獣駆除としてくくり罠や箱わなでの捕獲  ・銃器での捕獲及び個体数調整  ・年に4回の一斉駆除  ○カモシカ  ・必要に応じた個体数調整  ○イノシシ  ・有害鳥獣駆除としてくくり罠や箱わなでの捕獲  ・狩猟期に銃器での捕獲及び個体数調整  ○ハクビシン等の小動物  ・有害鳥獣駆除として小動物用箱わな等で捕獲  ○カラス  ・捕獲檻を市内4箇所に設置し捕獲 | ○里山整備及び緩衝帯の整備  ○捕獲檻の増設、強化、修繕  ○捕獲者の高齢化による担い手不足  ○地域ぐるみでの防除への取組不足 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | ○電気牧柵及び防護ネットの設置を奨励（個人、団体へ補助）  ○ニホンザル  ・現地調査やGPS首輪等のICT技術を活用した生息状況調査の実施  ○追い払い用資材の配布 | ○電気柵未設置箇所への被害が拡大  ○トタン柵等での防除は効果が期待できない状況  ○地域住民へ追い払い方法についての指導・研修の充実  ○高齢化による追払い体制不足 |
| 生息環境管理その他の取組 | ○誘因物除去の指導 | ○誘因物除去の普及・啓発 |

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

　　　２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・

管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果

樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等につい

て記入する。

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| ○長野県の特定鳥獣保護管理計画に基づき、計画的に駆除を進めていく。  ○本市の令和４年度の電気牧柵の設置は、１０件、総延長１１，５４３ｍで事業費約２，４０４千円、補助金額約８４４千円となっており、今後も、電気牧柵等の設置補助を実施していく。  ○個体数調整管理では、県と連携しながら罠や銃器での駆除、檻での捕獲等を必要に応じて実施していく。  ○人的被害等に関する対応として、猟友会によるパトロールの実施を引き続き行う。また、廃棄果樹の適切な処理や、誘因物の除去に関する指導等を実施する。  ○塩尻市有害鳥獣駆除対策協議会と連携して、猟友会と調整し駆除を行い、有害鳥獣駆除として捕獲された個体に対する報奨金制度を実施する。  ○環境整備対策として、緩衝帯の整備と里山の整備等を実施する。  ○サルのGPS首輪等を用いた生態調査及び、地域住民による追払い体制の構築を進めていく。 |

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |
| --- |
| ・塩尻市有害鳥獣駆除対策協議会（昭和５８年度設置）において、協議調整して捕獲、駆除を実施する。  ・猟友会による追払い、駆除等を進める。  ・捕獲檻、罠等の増設と修繕、設置強化に努める。 |

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

　　　２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

　　　３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和６年度  ～８年度 | ニホンザル  ツキノワグマ  ニホンジカ  カモシカ  イノシシ  ハクビシン  タヌキ  キツネ  アナグマ  カラス | ○電気牧柵や防除ネットの設置  ○対象鳥獣が出没している地区へのわなの設置  ○里山及び緩衝帯の整備 |

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 野生鳥獣全般については、正確な生息数の把握が困難であるため、特定鳥獣については、長野県特定鳥獣保護管理計画に基づき、前年度の捕獲数と被害発生状況を勘案し決定していく。  特定鳥獣以外の鳥獣については、前年度の捕獲数と被害状況等を勘案しながら決定していく。 |

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| ニホンザル | ２５０ | ２５０ | ２５０ |
| ツキノワグマ | 必要数 | 必要数 | 必要数 |
| ニホンジカ | ３００ | ３００ | ３００ |
| カモシカ | 必要数 | 必要数 | 必要数 |
| イノシシ | １００ | １００ | １００ |
| ハクビシン | ５０ | ５０ | ５０ |
| タヌキ | ７０ | ７０ | ７０ |
| キツネ | ７０ | ７０ | ７０ |
| アナグマ | ２０ | ２０ | ２０ |
| カラス | １０００ | １０００ | １０００ |

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

|  |
| --- |
| 捕獲等の取組内容 |
| ○ニホンザル  年間を通じて銃器、罠による捕獲を実施する。  銃器を用いた一斉駆除を実施する。  GPS首輪での生息状況調査、追払いの実施をする。  ○ツキノワグマ  人家近くに出没した時、檻を設置して捕獲するとともに、場合によっては銃器により個体数調整を実施する。  ○ニホンジカ  出没場所の農地周辺や山間部の獣道にくくり罠を設置して捕獲する。  銃器を用いた一斉駆除を実施する。  ○カモシカ  必要に応じて銃器を用いた一斉駆除を実施する。  ○イノシシ  年間を通して、出没場所周辺に檻を設置して捕獲するとともに、くくり罠を設置して捕獲する。  ○ハクビシン等の小動物  年間を通じて、小型動物の檻を使用して捕獲する。  ○カラス  捕獲檻を通年設置して捕獲する。  また必要に応じ、銃器による捕獲を実施する。 |

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

　　　２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す

る。

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 大型獣（ニホンジカ、イノシシ）は、動きが早く、散弾銃では遠距離の発砲が難しく、半矢等になる可能性があるため、ライフル銃を使用することで確実な捕獲を行う。また、ツキノワグマ等の人的被害が懸念される緊急的な対応を行うため。 |

（注）　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| （該当なし） |  |

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第４条第３項）。

　　　２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| ニホンザル  ツキノワグマ  ニホンジカ  カモシカ  イノシシ  ハクビシン  タヌキ  キツネ  アナグマ | 侵入防止柵の設置  (電気柵、防除ネット等)  ７，０００ｍ | 侵入防止柵の設置  (電気柵、防除ネット等)  ７，０００ｍ | 侵入防止柵の設置  (電気柵、防除ネット等)  ７，０００ｍ |

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

　　　２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| ニホンザル | 一斉駆除及び  追い払いの実施  （年度内に2回） | 一斉駆除及び  追い払いの実施  （年度内に2回） | 一斉駆除及び  追い払いの実施  （年度内に2回） |
| ニホンジカ | 一斉駆除の実施  （年度内に4回） | 一斉駆除の実施  （年度内に4回） | 一斉駆除の実施  （年度内に4回） |
| カモシカ | 個体数調整の実施  （被害状況と照らし合わせ必要数捕獲） | 個体数調整の実施  （被害状況と照らし合わせ必要数捕獲） | 個体数調整の実施  （被害状況と照らし合わせ必要数捕獲） |

（注）　侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記

　　　入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和６年度  ～８年度 | ニホンザル  ツキノワグマ  ニホンジカ  カモシカ  イノシシ  ハクビシン  タヌキ  キツネ  アナグマ  カラス | ・電気牧柵や防除ネットの設置  ・対象鳥獣が出没している地区へのわなの設置  ・里山及び緩衝帯の整備 |

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称 | 役割 |
| 塩尻市 | 被害状況の確認と住民への注意喚起、関係機関への情報伝達  捕獲等許可に係る事務や指示、パトロール |
| 塩尻市猟友会 | 追払い・捕獲等の対応、パトロール |
| 長野県松本地域振興局 | 市に対する助言等 |
| 塩尻警察署 | 被害状況の確認と住民への注意喚起、パトロール |

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

|  |
| --- |
| 発見者  塩尻市  塩尻警察署  住民  関係機関  小中学校、児童館  保育園  区長  塩尻市猟友会  **防災無線**  松本地域振興局林務課  **通報** |

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| 自家消費又は捕獲地および近傍地において埋設処理する。 |

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 | （該当なし） |
| ペットフード | （該当なし） |
| 皮革 | （該当なし） |
| その他  （油脂、骨製品、角  製品、動物園等で  のと体給餌、学術  研究等） | （該当なし） |

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

|  |
| --- |
| （該当なし） |

（注）　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
| --- |
| （該当なし） |

（注）　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 協議会の名称 |  |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 塩尻市 | 協議会に関する連絡調整並びに有害鳥獣関連の情報提供、捕獲檻の移動 |
| 塩尻市猟友会 | 有害鳥獣の捕獲、捕獲檻の移動協力 |
| ＪＡ松本ハイランド | 防除機材のアドバイザー等 |
| ＪＡ洗馬 | 防除機材のアドバイザー等 |
| 松本広域森林組合 | 山林での鳥獣被害の状況の情報提供 |
| 長野県農業共済組合 | 鳥獣被害等の補償に関すること |
| 農業委員会 | 農地での鳥獣被害の状況の情報提供 |
| 鳥獣保護員 | 野生鳥獣の生態系の情報提供や個体数調整の指導 |

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 信州大学農学部付属  アルプス圏フィールド科学教育センター | 野生鳥獣の生態と防除に関する助言 |
| 長野県野菜花き試験場 | 被害防除に係る技術指導 |
| 長野県林業総合センター | 被害防除に係る技術指導 |
| 長野県野生鳥獣被害対策チーム | 総合的な野生鳥獣被害対策の支援 |
| 西条地区猿害防止の会 | 西条地区の地獄檻の管理 |

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
| 平成２４年度１２月に設置済み、有害鳥獣の個体数調整を実施していく。 |

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

　　　２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
| （該当なし） |

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
| 関係機関とも連携しながら、市内の鳥獣被害を受けている地区での勉強会等を開催し、生産者や地域ぐるみでの対策の必要性等、住民意識の啓発をおこなう。  山林の整備に取り組み、鳥獣の出没しにくい環境を作る。 |

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の

実施に関し必要な事項について記入する。